

## 議題 6

### 広島市指定重要文化財の指定について

- |   |                           |    |
|---|---------------------------|----|
| 1 | 広島市指定重要文化財の指定について（議案第18号） | 41 |
| 2 | 広島市指定重要文化財の指定について（議案第19号） | 44 |

議案第18号

令和8年3月30日提出

広島市指定重要文化財の指定について

このことについて、別紙の物件を文化財に指定する。

文化財指定候補概要

指定区分	広島市指定重要有形文化財（彫刻）
名称	もくぞうこんごうりきしりゅうぞう 木造金剛力士立像
所在地	広島市安佐北区可部町綾ヶ谷 2 5 1
所有者	氏名 宗教法人福王寺 住所 広島市安佐北区可部町綾ヶ谷 2 5 1
員数	1 対
概要	ヒノキ材。寄木造、内割りあり。 (1) 阿形像（開口） 像高：258.1cm (2) 吽形像（閉口） 像高：256.3cm 時代 平安時代後期（12世紀）
文化財的価値について	本像は、動勢が抑制的で、全体のプロポーションに占める頭部の比率が大きく、体部正面の量感を控えめに表すなど、平安後期の様式的傾向を明瞭に示す作例である。深い内割りの仕様も像容と整合し、制作年代を平安後期とする根拠となる。両足先や髻、表面の赤色顔料などに後補は認められるものの、面貌表現は的確で、体部の彫技および衣文表現にも破綻がなく、優品である。



木造金剛力士立像（阿形像）



木造金剛力士立像（吽形像）

議案第19号

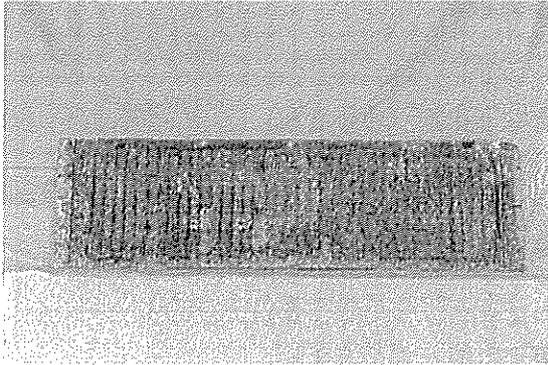
令和8年3月30日提出

広島市指定重要文化財の指定について

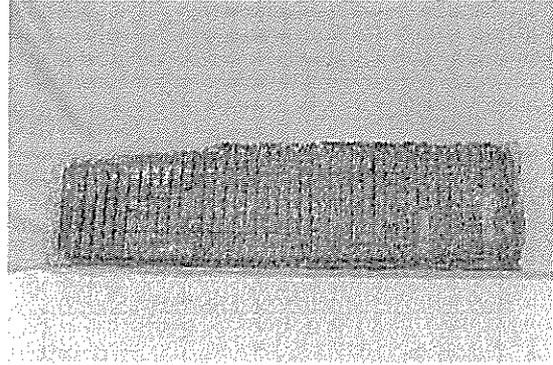
このことについて、別紙の物件を文化財に指定する。

文化財指定候補概要

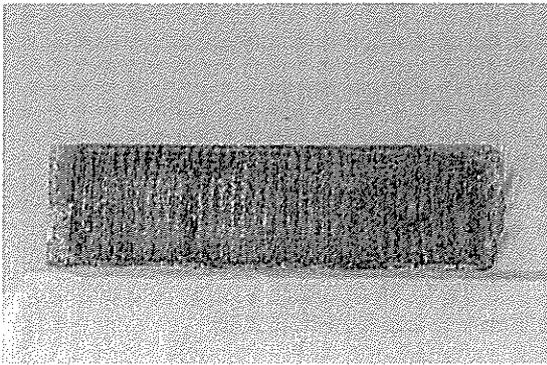
指定区分	広島市指定重要有形文化財（歴史資料）
名称	仁王護国般若波羅蜜經板木 にんのうごこくはんによはらみつきょうほんぎ
所在地	広島市安佐北区可部町綾ヶ谷251
所有者	氏名 宗教法人福王寺 住所 広島市安佐北区可部町綾ヶ谷251
員数	6枚
概要	板木（サクラ材（推定））※両面に陽刻 （縦×横×厚さ） (1) 24.8cm×87.3cm×2.6cm (2) 24.3cm×89.2cm×2.4cm (3) 23.7cm×84.8cm×2.8cm (4) 24.4cm×71.7cm×3.2cm ※一部欠損 (5) 24.3cm×86.0cm×2.8cm (6) 23.2cm×85.7cm×2.4cm 時代 鎌倉時代
文化財的価値について	仁王護国般若波羅蜜經（仁王經）は、護国三部經のひとつとして国家鎮護を祈念する法会（仁王会）において唱えられていた経典である。 本板木は、版下の書風を良好に残す刻字を備えることなど春日版形式に通じる特徴を示し、厚く重みがあることから、鎌倉期に遡る可能性が高い。 また、当寺には江戸期の板木も伝存しており、中世から近世にかけて、当寺で出版活動が行われていた可能性を示唆している。 このように、本板木は、経典の相当部分がまとまって残る点及び伝来状況から、中世における印刷文化史を物的に裏付ける歴史資料であるとともに、当地域における鎌倉期に遡る板木の現存例としても希少である。



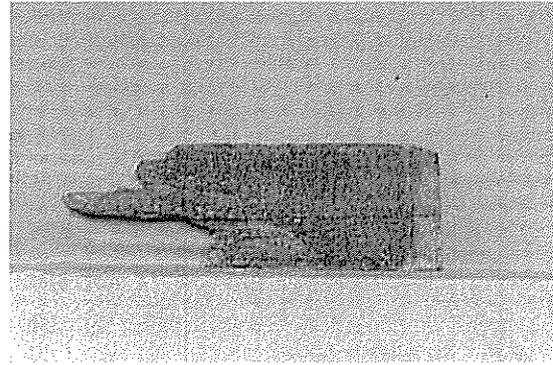
仁王護国般若波羅蜜經板木 (1)



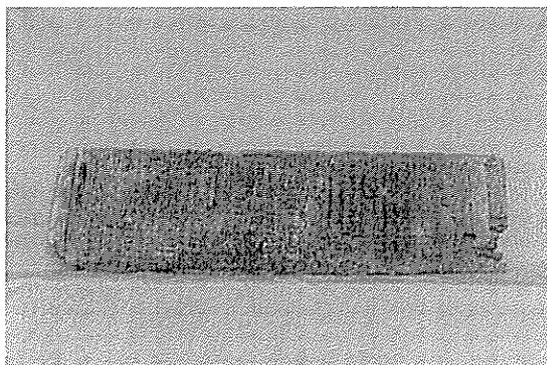
仁王護国般若波羅蜜經板木 (2)



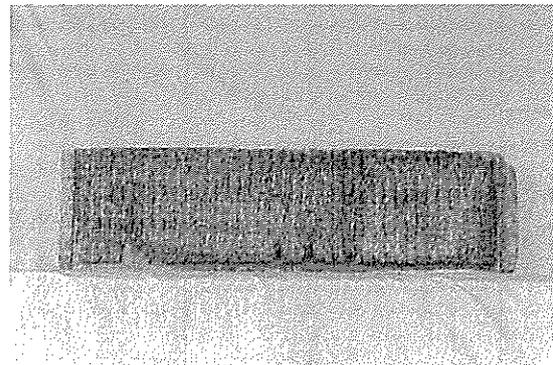
仁王護国般若波羅蜜經板木 (3)



仁王護国般若波羅蜜經板木 (4)



仁王護国般若波羅蜜經板木 (5)



仁王護国般若波羅蜜經板木 (6)



(参 考)

市 域 内 指 定 文 化 財 件 数

区 分		国指定	県指定	市指定	計
国 宝	建 造 物	1	—	—	1
有 形 文 化 財	建 造 物	7	1	16	24
	美 術 工 芸 品	10	11	60(58)	81(79)
無 形 文 化 財		—	1	—	1
民 俗 文 化 財	有 形 民 俗 文 化 財	1	—	—	1
	無 形 民 俗 文 化 財	—	2	7	9
記 念 物	特 別 史 跡	1	—	—	1
	史 跡	4	14	6	24
	名 勝	2	1	—	3
	特 別 天 然 記 念 物	1	—	—	1
	天 然 記 念 物	—	5	20	26
計		27	35	109(107)	171(169)

( )内は今回指定前の数